◎科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ 合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

	効力発生	延長期間		次				
:								
i	i	i	i					
:	:		÷					
:	i	i	i					
:			:					
:								
:	:	:	:					
:	:	:						
Ė	i	i	÷					
:	:	:	:					
:	:	:	:					
:								
i	i	i	i					
:	÷	÷	÷					
:								
:	:	÷	÷					
						<u> </u>	<u> </u>	平
:						平成	平成	平成
:			÷			十六年	r	
:	i	i	i			士	十六年	十六年
						ケー	ケー	ケー生
:						'	'	
:						八月	七月	七月
:	:	i	÷			月	月	月
:	:	:	:				_	上
:						十七月	二十月	十九日
i	i	i	÷			Ĕ	Ė	日
					$\widehat{}$			
:	:	÷	÷		外	告示	効	ワ
:	:	:	:		務坐	亦	刀%	ン
					星		効力発生	\ \
:					景			シ
:	:	:	:		第			で
<u></u>		<u></u>		. 0	四上			ワシントンで署名
<b>六</b>	六皿	六皿	六皿	^	<u></u>			冶
二六四五	二六四五	二六四五	二六四五	ページ	(外務省告示第四七三号)			

:

第一条

前

文 目

文

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

効期間を延長する議定書

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有

並びに千九百九十九年七月十六日にワシントンで作成された議定書により延長及び改正された科学技術にお の有効期間が二千四年七月二十日に終了することを認識し ける研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。) トンで作成された議定書及び千九百九十九年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、 議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十九年三月十九日にワシン 千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された

次のとおり協定した。

協定第九条2の規定に従って行動して、

第

延長期間

協定は、二千四年七月二十日より十年間延長する。

第二条

この議定書は、 二千四年七月二十日に効力を生ずる。

効力発生

二千四年七月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

末

文

日本国政府のために

加藤良三

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・F・ターナー

米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

## PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT

THE GOVERNMENT OF JAPAN

THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT IN SCIENCE AND TECHNOLOGY

The Government of Japan and United States of America; the Government of the

Technology, signed at Toronto on June 20, 1988, extended by the Protocols done at Washington on June 16, 1993, on June 16, 1998, on March 19, 1999 and on May 19, 1999, and extended and amended by the Protocol done at Washington on July 16, 1999 (hereinafter referred to as "the Agreement") will terminate on July 20, 2004; and, Recognizing that the Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Cooperation in Research and Development in Science and

Agreement;

Acting pursuant to paragraph 2 of Article IX of the

Have agreed as follows:

Article I

effective from July 20, The Agreement will be extended for ten years, tive from July 20, 2004.

Article II

This Protocol will enter into force on July 20, 2004.

text being equally authentic. DONE at Washington, this nineteenth day of July, 2004, in duplicate, in the Japanese and English languages, each

OF JAPAN: FOR THE GOVERNMENT

FOR THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA:

(Signed) Ryozo Kato

(Signed) John F. Turner

六十三年二国間条約集参照)の有効期間を平成十六年七月二十日から十年間延長するものである。この議定書は、昭和六十三年六月二十日に署名された米国との科学技術研究開発協力協定(昭和(参考)